

7. 販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）農業経営体数と作付（栽培）面積（平成17年～平成27年）

単位：経営体

区分 年次	作付 (栽培) 実経営体数	類別作付（栽培）経営体数																		
		稲	麦	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	露地施設	花き類	花木類	露地施設	果樹類	露地施設	露地施設	露地施設	露地施設	露地施設	露地施設	
十和田市																				
平成17年	3,012	2,893	200	234	80	645	178	1,276	1,215	212	52	31	32	183	172	16	
平成22年	2,361	1,754	71	299	37	355	108	1,265	1,210	197	37	26	20	48	48	-	
平成27年	2,094	1,695	70	245	23	216	66	1,078	1,055	108	22	17	8	34	34	1	161	157	7	
旧十和田市																				
平成17年	2,335	2,222	199	213	72	555	167	1,063	1,042	134	35	19	23	166	157	13	
平成22年	1,887	1,459	70	261	30	301	101	1,024	1,003	107	30	20	18	34	34	-	
平成27年	1,608	1,249	68	222	16	183	64	882	871	58	17	12	7	26	26	-	144	140	5	
旧十和田湖町																				
平成17年	677	671	1	21	8	90	11	213	173	78	17	12	9	17	15	3	
平成22年	474	295	1	38	7	54	7	241	207	90	7	6	2	14	14	-	
平成27年	486	446	2	23	7	33	2	196	184	50	5	5	1	8	8	1	17	17	2	

単位：a

区分 年次	作付 (栽培) 面積	類別作付（栽培）面積																		
		稲	麦	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	露地施設	花き類	花木類	露地施設	果樹類	露地施設	露地施設	露地施設	露地施設	露地施設	露地施設	
十和田市																				
平成17年	781,806	457,647	27,621	15,194	634	40,569	13,630	103,202	102,165	1,037	1,456	1,207	249	17,195	17,158	37	
平成22年	858,769	445,839	20,554	36,725	222	46,517	10,162	145,161	143,944	1,217	1,494	1,340	154	5,440	5,440	-	
平成27年	X	X	21,491	33,684	169	25,560	5,719	X	X	X	705	648	57	X	X	X	34,326	34,277	49	
旧十和田市																				
平成17年	564,097	362,288	27,486	14,077	611	36,899	12,936	94,948	94,191	757	1,139	907	232	13,712	13,677	35	
平成22年	585,665+X	344,835	19,745+X	34,809	65+X	42,544+X	9,669+X	129,012	128,186	826	1,218+X	1,104+X	114+X	3,768	3,768	-	
平成27年	X	180,506+X	13,261+X	32,753	143	5,278+X	3,580+X	X	X	X	X	X	19+X	X	X	-	29,106+X	31,424	18+X	
旧十和田湖町																				
平成17年	113,052	95,359	135	1,117	23	3,670	694	8,254	7,974	280	317	300	17	3,483	3,481	2	
平成22年	124,742+X	101,004	X	1,916	X	3,922+X	X	16,149	15,758	391	79+X	79	X	1,672	1,672	-	
平成27年	X	77,521	X	931	26	797	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	2,853	X	

(注) ①旧十和田市、旧十和田湖町の数値は、それぞれ旧十和田市区域、旧十和田湖町区域のもの。

②農業経営体とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）をいう。

③稲には、水稲、陸稲が該当する。

④麦には、小麦、大麦・裸麦が該当する。

⑤雑穀には、そば、その他の雑穀（ひえ、あわ、きび、とうもろこしなど）が該当する。

⑥いも類には、原料用ばれいしょ、食用ばれいしょ、かんしょが該当する。

⑦豆類には、大豆、あずき、その他の豆類が該当する。なお、未成熟の豆類（未成熟とうもろこし、えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピースなど）は、野菜に該当する。

⑧工芸農作物には、たばこ、なたね、ホップ、ごま、あさ、ゆうがお、こんにゃくいも、さんしょうなどが該当する。

⑨野菜類には、果菜類（トマト、きゅうり、なす、かぼちゃ、すいか、いちご、うり、にがうり、とうがん、メロン、とうがらしなど）、茎菜類（はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎなど）、根菜類（だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、たけのこなど）、いも類（さといも、くわい、やつがしら、やまいもなど、<かんしょ、ばれいしょは除く>）、洋菜類（レタス、ピーマン、セロリー、パセリ、カリフラワー、アスパラガスなど）、未成熟豆類（未成熟とうもろこし、えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピースなど）、中国野菜など野菜と呼ばれているものが該当する。

⑩花き類・花木には、球根類（チューリップ、ゆりなど）、切り花（きく、カーネーション、バラなど）、鉢植（シクラメン、サイネリアなど）、木本性観葉植物、鑑賞・緑化用樹木（苗木を含む）などが該当する。

⑪その他の作物には、野菜、果樹などの種苗及び苗木類、芝、飼料用作物（青刈りえん麦、家畜用根菜類など）、青刈り作物などが該当する（栽培きのこは含まない）。なお、平成17年は種苗・苗木類で表章されていたが、組み替えてその他の作物に含めた。

⑫露地栽培とは、生育期間のほとんどを自然環境下で栽培するものをいう。

⑬施設栽培とは、ガラス室やビニールハウス等の構造物内で栽培するものをいう。

⑭「X」は、調査客体の情報保護の観点から、経営内容が類推できないように表示したものをいう。